

山梨県公報

第一千二百二十九号

平成二十三年

四月二十五日

月 曜 日

目 次

一般競争入札について	二八九
平成二十三年調理解師試験の実施	二九〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)	二九一
教育委員会	
落札者等の決定について	二九三

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

- 借入物品等の名称及び数量
- インターネット関連機器 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十三年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当

しない者であること。

2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県企画県民部情報政策課 情報通信基盤管理担当

電話〇五五 二二三 一四一九

2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十三年五月十日(火)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札参加資格申請書の提出方法

平成二十三年四月二十六日(火)から平成二十三年五月十一日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年六月六日(月)午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十三年六月三日(金)午後五時までに山梨県企画県民部情報政策課情報通信基盤管理担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合にお

いて、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and amount of services required:

Computer equipment: Equipment for internet system 1 set

2 Date and time for tender:

2:00PM June 6, 2011

3 Bureau in charge:

Information and Communication Infrastructure Management Section, Information

Policy Division, Planning and Resident Life Department, Yamanashi Prefectural Government

1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

●平成二十三年度調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項の規定により、平成二十三年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 試験日時

平成二十三年七月二日(土)午後一時から三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

1 食文化概論

2 衛生法規

3 公衆衛生学

4 栄養学

5 食品学

6 食品衛生学

7 調理理論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であつて、多

数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものを

五 受験願書受付期間

平成二十三年五月十六日（月）から同月二十日（金）までの午前九時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所

住所を管轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類

4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において一年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）

5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであって、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）

6 受験手数料

六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年四月二十五日

山梨県知事	横	内	正	明
-------	---	---	---	---

一 処分をした年月日 平成二十三年三月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 高見澤新建材

2 主たる営業所の所在地 甲斐市長塚三百七十八番地一

3 代表者の氏名 高見澤芳雄

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八五七八号

四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年四月二十五日

山梨県知事	横	内	正	明
-------	---	---	---	---

一 処分をした年月日 平成二十三年三月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社三双建設

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市加賀美千九百七番地十

3 代表者の氏名 小池敏一

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第六九六四号

四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年二月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年四月二十五日

山梨県知事	横	内	正	明
-------	---	---	---	---

一 処分をした年月日 平成二十三年三月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 鷹野設備工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二千三百五十二番地

3 代表者の氏名 鷹野久

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第四八〇九号

四 処分の内容 清掃施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月九日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年三月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社雨宮建築企工
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市東下条町三百八十六番地
 - 3 清算人の氏名 雨宮一三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第七四七〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 内装齊木
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市武川町三吹二千四百四十三番地
 - 3 代表者の氏名 齋木正光
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五二〇七号
- 四 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社内藤建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市明野町上手五千二百七十七番地
 - 3 代表者の氏名 内藤昇藏
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第七八八四号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社グランドエコ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田千九百八十九番地三
 - 3 代表者の氏名 岩崎伊佐央
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九一六〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年三月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社田中工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平七百十番地一
 - 3 代表者の氏名 田中七郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 二〇)第四三四一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年三月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小林建材興業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市中樋千三百十八番地
 - 3 代表者の氏名 小林良樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第三九五九号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月二十二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年三月二十八日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 細田鉄工
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市武川町三吹二千四百四十番地十
 - 3 代表者の氏名 細田哲也
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第八一九〇号
- 四 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月二十三日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年三月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中産産業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上今諏訪千三十九番地
 - 3 代表者の氏名 中村己喜雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 二二)第八九二六号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年三月二十三日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

教育委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十三年四月二十五日

山梨県教育委員会

教育長 瀧 田 武 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

- (1) Microsoft School Agreement Office Professional Plus All Lng L&SA
五年間分 県立学校で教育用として使用する台数
 - (2) Microsoft School Agreement Visual Studio Professional L&SA
五年間分 県立学校で教育用として使用する台数
Windows Server CAL 県立学校で教育用として使用する台数
 - (3) Windows Server CAL 県立学校で教育用として使用する台数
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県教育庁高校教育課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
落札を決定した日
- 三 平成二十三年三月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
落札金額
- 五 九千九百七十七万九千五百八十八・五円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に
よる公告を行った日
平成二十三年二月十日